

## 江南厚生訪問看護ステーション 運営規程

### (事業の目的)

第1条 愛知県厚生農業協同組合連合会が開設する江南厚生訪問看護ステーション（以下「ステーション」という。）が行う指定訪問看護および指定介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護職員、その他の従事者（以下「看護職員等」という。）が、主治の医師が指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）の必要を認めた者に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 ステーションの看護職員等は、利用者的心身の特徴を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。

- 2 ステーションの看護職員等は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるようその療養生活を支援するとともに、利用者的心身の機能の維持回復を図り、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 3 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り総合的なサービスの提供に努めるものとする。

### (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 江南厚生訪問看護ステーション
- (2) 所在地 愛知県江南市高屋町大松原137番地

### (職員の職種、要員数及び職務の内容)

第4条 ステーションに勤務する職種、員数及び勤務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名  
管理者は、ステーションの従業者の管理及び事業の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況把握その他の管理を一元的に行うとともに自らも事業の提供に当たる。
- (2) 看護職員等：2. 5名以上（常勤換算）  
看護師は訪問看護計画書及び訪問看護報告書を作成し、事業の提供に当たる。
- (3) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士： 2名以上  
理学療法士等は、医師の指示に基づき、利用者の居宅を訪問してリハビリテーションを中心としたサービスの提供に当たる。
- (4) 事務職員 0. 5名以上（常勤換算）  
事務職員は、事業の実施に当たって必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。

ただし、国民の祝日、8月15日、12月30日から1月3日までは除く。

(2) 営業時間午前8時30分から午後5時00分までとする。

(3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(事業の内容)

第6条 事業の内容は次のとおりとする。

(1) 病状・障害の観察

(2) 清拭・洗髪等による清潔の保持

(3) 食事及び排泄等日常生活の世話

(4) 褥瘡の予防・処置

(5) リハビリテーション

(6) ターミナルケア

(7) 認知症患者の看護

(8) 療養生活や介護方法の指導

(9) カテーテル等の管理

(10) 服薬管理・指導

(11) その他医師の指示による医療処置

(利用料等)

第7条 事業を提供した場合の利用料の額は、介護保険法または健康保険法等に規定する厚生労働大臣が定める基準によるものとし、各利用者の負担割合分の額とする。

(1) 介護保険で居宅サービス計画に基づく訪問看護を利用する場合は、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額を徴収するものとする。但し、支給限度額を超えた場合は、超えた分の全額を利用者の自己負担とする。

(2) 医療保険の場合は、健康保険法等に基づく額を徴収する。

2 ステーションは、基本利用料のほか以下の場合はその他の利用料として、表記の額の支払いを利用者から受けるものとする。

(1) 死後の処置料は、10,000円+消費税とする。

(2) 次条の通常の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、その実施地域を越えた地点から自宅までの交通費の実費+消費税を1回毎に徴収する。

①実施地域を越えた地点から 片道 5km以内 250円

②実施地域を越えた地点から 片道 10km以内 500円

- ③実施地域を越えた地点から 片道10km 超 1km毎に50円追加
- (3) 営業日外に訪問看護を行った場合 1回毎に休日加算 1,250円 (医療保険のみ)
- (4) 長時間訪問看護加算の限度回数を超えて90分を超えた場合 2,500円 (医療保険のみ)
- (5) 実費での訪問看護 (30分につき)  
8:30~17:00 平日4,500円、休日6,000円。  
時間外17:00~22:00 6:00~8:30 平日5,500円、休日7,500円。  
深夜22:00~6:00 平日6,500円、休日8,500円。
- (6) キャンセル料 予定訪問看護料金の1割

3 利用料に係る支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、江南市の区域とする。ただし、これ以外は相談に応じる。

(緊急時における対処方法)

第9条 看護職員等は、訪問看護を実施中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医の医師に連絡し、適切な処置を行うこととする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第10条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

- (1)虐待の防止のための対策を検討する委員会 (テレビ電話装置等の活用可能)として、  
江南厚生病院内で開催される権利擁護委員会に定期的に出席するとともに、その結果について、従業者に十分に周知する。
- (2)虐待の防止のための指針を整備する。
- (3)従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に (年1回以上) 実施する。
- (4)前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(身体的拘束等の禁止に関する事項)

第11条 事業所は、サービス提供にあたり身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。ただし、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合は、この限りではない。

- 2 前項ただし書きの規定に基づき身体的拘束等の行為を行う場合には、医師や家族・代理人等と、切迫性、非代替性、一時性について話し合い実施する。
- 3 前項ただし書きの規定に基づき身体的拘束等の行為を行った場合には、事業所は、た

だちに、その日時、状態、利用者的心身の状況、緊急やむを得なかつた理由、当該行為が必要と判断した職員等及び当該行為を行つた職員等の氏名その他必要な事項について、サービス提供記録書等に記録する。

(その他の運営について留意事項)

第 12 条 訪問看護ステーションは、看護職員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後 6 か月以内
- (2) 継続研修 年 1 回以上 (院内・院外研修の参加)

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 利用者に対するサービスの提供に関する諸記録は、その完結の日から 5 年間は保存し、その後は個人情報として適切に破棄するものとする。

5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は愛知県厚生農業協同組合連合会とステーション管理者との協議に基づいて定めるものとする。

## 附 則

この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

平成 13 年 8 月 1 日改正	平成 27 年 8 月 1 日改正	令和 3 年 1 月 1 日改正
平成 16 年 4 月 1 日改正	平成 27 年 10 月 1 日改正	令和 4 年 4 月 1 日改正
平成 17 年 4 月 1 日改正	平成 28 年 1 月 1 日改正	令和 4 年 6 月 1 日改正
平成 17 年 6 月 1 日改正	平成 28 年 2 月 1 日改正	令和 5 年 6 月 1 日改正
平成 18 年 6 月 1 日改正	平成 28 年 3 月 1 日改正	令和 7 年 4 月 1 日改正
平成 20 年 5 月 1 日改正	平成 28 年 6 月 1 日改正	
平成 21 年 4 月 1 日改正	平成 28 年 11 月 1 日改正	
平成 22 年 9 月 1 日改正	平成 29 年 3 月 1 日改正	
平成 22 年 11 月 1 日改正	平成 29 年 7 月 1 日改正	
平成 23 年 12 月 1 日改正	平成 29 年 9 月 1 日改正	
平成 24 年 1 月 1 日改正	平成 30 年 6 月 1 日改正	
平成 24 年 4 月 1 日改正	令和 元年 6 月 1 日改正	
平成 25 年 4 月 1 日改正	令和 3 年 6 月 1 日改正	
平成 25 年 10 月 1 日改正	令和 3 年 7 月 1 日改正	
平成 26 年 1 月 1 日改正	令和 3 年 8 月 1 日改正	
平成 27 年 4 月 1 日改正	令和 3 年 11 月 1 日改正	